

国立大学法人山口大学吉田地区構内交通規則

改正 平成17年4月19日
改正 平成18年3月10日
改正 平成19年3月15日
改正 平成19年4月17日
改正 平成20年4月1日
改正 平成28年4月1日
改正 令和8年3月5日

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学吉田地区構内（以下「構内」という。）における自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（以下「車両」という。）の交通規制を実施し、構内の交通安全と静穏を維持することを目的とする。

(車両の通行制限)

第2条 自動車は、所定の手続による駐車許可証又は構内通行許可証を提示しなければ、構内に乗り入れることができない。

2 構内への車両の出入口は、正門及び南門の2か所とし、開門は午前6時、閉門は南門を午後8時、正門を翌日の午前0時とする。

3 前項以外の門又は出入口は、車両通行止めとする。ただし、バリケードによる通行規制場所については、通行できる時間帯は別図のとおりとする。

4 構内における車両の通行規制区域及び駐車場・駐輪場は別図のとおりとする。

5 通行規制区域内は、一方通行とする。

(車両の通行禁止)

第3条 通行規制区域内は、休日を除き午前7時30分から午後8時まで車両の通行を禁止する。

(車両の通行禁止の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる車両は通行規制区域内を通行することができる。

(1) 公用車（これに代わるものを含む。）、緊急車両及び郵便車両等

(2) 構内通行許可証を提示した自動車

(3) タクシー及び本学が借り上げた自動車等

(車両の速度)

第5条 構内における車両は、時速20キロメートルを超えない速度で進行しなければならない。

(駐車の規制及び自粛)

第6条 次の各号のいずれかに該当する国立大学法人山口大学（以下「本学」という。）の学生は、その使用する車両の構内への乗り入れを禁止し、駐車を許可しないものとする。

(1) 学部・学環1年生として入学し、入学後2年を経過した学生、大学院生、研究生及び科目等履修生で、別表1に掲げる居住区域から通学する者

(2) 学部・学環1年生として入学し、入学後2年を経過しない学生で、別表2に掲げる居住区域から通学する者

2 前項の規定にかかわらず、所属部局長が特に必要と認めた場合は、次の各号のいずれかに該当する本学の職員及び学生が使用する自動車について、構内の通行及び所属部局の敷地内への駐停車を許可することができるものとする。

(1) 身体障害者で自動車の使用を必要とする者

(2) その他特殊事情により自動車の使用を必要とする者

3 第1項に規定する区域以外の地域に居住する者で、車両に代わる交通機関で通学が可能な者については、構内への車両の乗り入れ及び駐車を自粛するものとする。

(駐車・駐輪場所)

第7条 車両は、第2条第4項に定める駐車・駐輪場以外の場所に駐車・駐輪してはならない。ただし、前条第2項により所属部局長が許可した自動車は除くものとする。

(車両の出入口の指定)

第8条 正門側駐車場を利用する車両は、正門から出入りしなければならない。

2 正門側駐車場以外を利用する車両は、南門から出入りしなければならない。

(駐車許可証の交付)

第9条 自動車で本学に通勤又は通学しようとする者は、駐車許可証の交付を受けなければならない。

(駐車許可証)

第10条 駐車許可証の交付を受けようとする者は、学生については学生支援課へ学生以外の者は給与福利センターへ必要事項を届け出たうえで、その交付を受けなければならない。

2 前項により交付を受けた者が、自動車で本学に通勤又は通学する必要がなくなった場合あるいは第6条第1項に規定する区域に居住することとなった場合は、駐車許可証を返納しなければならない。

(構内通行許可証)

第11条 荷物の運搬その他特別の理由により、自動車で構内を通行しようとする者は、給与福利センター給与情報係に申し出て、構内通行許可証の交付を受けなければならない。

ただし、第6条2項により所属部局長が構内の通行等を必要と認めた場合は、所属部局長が構内通行許可証の交付を行うものとする。

(許可証の提示)

第12条 駐車許可証又は構内通行許可証は、自動車の運転席前部の見やすい場所に提示しなければならない。

(駐車許可の取り消し)

第13条 第10条第1項により駐車許可証の交付を受けている者が、次の各号の一に該当した場合は、この駐車許可を取り消すことがある。

(1) 申請の内容が虚偽であった場合

(2) 第3条の規定に違反した場合

(3) 第10条第2項の規定に違反した場合

(無許可の者の違反者に対する処置)

第14条 駐車許可証又は構内通行許可証の交付を受けていない者が、この規則に違反した場合は、学則その他の定めるところにより処置することがある。

(通行の心得)

第15条 職員、学生及び来学者で車両を使用する者は、構内の交通規制を常に遵守し、規制の目的が達成されるよう協力しなければならない。

(その他)

第16条 この規則の解釈及び実施に関し必要な事項は、施設環境委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年6月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月19日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学吉田地区構内交通規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年3月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月17日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学吉田地区構内交通規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年3月5日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学吉田地区構内交通規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。

別表 1 (第 6 条関係)

構内への車両の乗入れ及び駐車を許可しない者の居住区域

(学部・学環 1 年生として入学し、入学後 2 年を経過した学生、大学院生、研究生及び科目等履修生に適用する。)

区 分	居 住 区 域	備 考
榎野川以北	三和町、松美町、富田原町、前町、下市町、今井町、湯田温泉 2 丁目、周布町、若宮町、穂積町	全域
榎野川以南	黒川	石津橋から広沢寺入口に通ずる道路 以東の地域
	吉田	全域
	平井	全域
	大内間田、大内小京都	全域

別表2（第6条関係）

構内への車両の乗入れ及び駐車を許可しない者の居住区域

（学部・学環1年生として入学し、入学後2年を経過しない学生に適用する。）

居 住 区 域	備 考
野田、石観音町、大殿大路、下豎小路、大手町、円政寺町、久保小路、新馬場、諸願小路、銭湯小路、中河原、中河原町、亀山町	全域
八幡馬場	日赤入口交差点から今八幡宮に通ずる道路以西の地域
上豎小路、後河原	野田学園前バス停から警察体育館前交差点に通ずる道路以南の地域
道祖町、円政寺、堂の前町、大市町、中市町、東山、米屋町、駅通り、道場門前、本町、黄金町、惣太夫町、鱈石町、宮島町	全域
古熊	東山橋（善生寺入口）から日赤入口交差点に通ずる道路以西の地域
春日町、白石、糸米、荻町、神田町、楠木町	国道9号線以南の地域
泉町、吉敷下東、維新公園	全域
朝田	国道9号線以南の地域
中央、旭通り、緑町、中園町、三和町、元町、熊野町、泉都町、松美町、湯田温泉、前町、下市町、今井町、富田原町、葵、周布町、若宮町、穂積町、幸町、宝町、矢原町、矢原、黒川、平井、吉田、大内矢田北、大内小京都、大内姫山台、大内千坊、大内中央、大内問田、大内氷上	全域
大内御堀	中国自動車道以北の地域

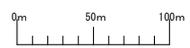
吉田地区駐車場及び 構内交通規制区域



平日17:30～翌日7:30迄
休日は終日通行可能

凡 例	
	舗装道路
	自動車駐車場
	二輪車駐車場
	通行規制区域
	来学者駐車エリア
	車輛等出入口
	車輛等通行止
	一方通行

吉田団地 ① S = 1 / 3, 500



平日20:00～翌日6:00迄
休日は終日通行可能